

令和元年

第8回飯舘村議会臨時会会議録

自 令和元年 10 月 23 日  
至 令和元年 10 月 23 日

飯 舘 村 議 会

令和元年第8回飯館村議会臨時会会期日程

(会期1日間)

日次	月日	曜	区分	開会時刻	日 程
第1日	10. 23	水	本会議	午前11時15分	<p>開 会</p> <p>諸般の報告</p> <p>1. 会議録署名議員の指名</p> <p>2. 会期の決定</p> <p>3. 村長の提案理由の説明</p> <p>4. 任期満了に伴う議会運営委員 の選任</p> <p>5. 議案審議</p> <p>閉 会</p>



令和元年10月23日

令和元年第8回飯舘村議会臨時会会議録（第1号）

令和元年第8回飯館村議会臨時会会議録（第1号）						
招集年月日	令和元年10月23日（水曜日）					
招集場所	飯館村役場 議会議場					
開閉会の日 時及び宣告	開会	令和元年10月23日 午前11時15分				
	閉議	令和元年10月23日 午後 3時14分				
心（不応） 招議員及び並 出席議員に欠 びに欠席議員 出席 8名 欠席 1名 ○ 出席 △ 欠席 × 不応招 △○ 欠席	議席番号	氏名	出欠	議席番号	氏名	出欠
	1	佐藤健太	○	2	長正利一	○
	3	佐藤一郎	○	4	高橋孝雄	○
	5	高橋和幸	△	6	渡邊計	○
	7	佐藤八郎	○	8		
	9	相良弘	○	10	菅野新一	○
署名議員	6番 渡邊 計		7番 佐藤八郎		9番 相良 弘	
職務出席者	事務局長 但野正行		書記 高橋由香		書記 原田 朋	
地方自治法の 第121条のた めに出席した 者の氏名 ○ 出席 △ 欠席	職名	氏名	出欠	職名	氏名	出欠
	村長	菅野典雄	○	副村長	門馬伸市	○
	総務課長	高橋正文	○	住民課長	石井秀徳	○
	健康福祉課長	細川 亨	○	復興対策課長	村山宏行	○
	建設課長	高橋祐一	○	教育課長	三瓶 真	○
	教育長	遠藤 哲	○	代表監査委員	高橋賢治	○
	生涯学習課長	藤井一彦	○	農業委員会 会長	菅野啓一	△
	農業委員会 事務局長	山田敬行	○	選挙管理委員 会長	伊東 利	△
	選挙管理委員 書記長	高橋正文	○			
議事日程	別紙のとおり					
事件	別紙のとおり					
会議の経過	別紙のとおり					

令和元年10月23日(水)午前11時15分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 村長の提案理由の説明
- 日程第 4 任期満了に伴う議会運営委員の選任
- 日程第 5 議案第 95号 令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)
- 日程第 6 議案第 96号 令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)
- 日程第 7 議案第 97号 飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8 議案第 98号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(飯樋地区)請負契約について
- 日程第 9 議案第 99号 農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業用排水施設等整備工事請負契約の変更について
- 日程第10 議案第100号 農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事請負契約の変更について
- 日程第11 議案第101号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(外内地区)請負契約の変更について
- 日程第12 議案第102号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(入山田・山田地区)請負契約の変更について
- 日程第13 承認第 1号 専決処分の承認について
- 日程第14 承認第 2号 専決処分の承認について
- 日程第15 閉会中の所管事務調査の件

## 会 議 の 経 過

### ◎開会の宣告

議長（菅野新一君） 開議に先立ち、令和元年10月12日から13日に襲来した台風第19号により亡くなられた方々にご冥福と、被災した方々に対し衷心よりお見舞いを申し上げます。

ただいまの出席議員8名であります。定足数に達しておりますので、ただいまから令和元年第8回飯館村議会臨時会を開会します。

（午前11時15分）

### ◎開議の宣告

議長（菅野新一君） これから本日の会議を開きます。

### ◎諸般の報告

議長（菅野新一君） 本日の議事日程及び議案は、お手元に配付のとおりであります。

日程に先立ち、事務局に諸般の報告をいたさせます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

本臨時会に村長から送付ありました議案は、予算案件2件、条例案件1件、その他案件5件、承認2件、計10件であります。

次に、閉会中の常任委員会の活動状況であります。総務文教、産業厚生常任委員会が10月2日に委員会構成等のため開催されております。

総務文教常任委員長には佐藤一郎委員、副委員長には高橋和幸委員が、産業厚生常任委員長には高橋孝雄委員、副委員長には長正利一委員がそれぞれ選任されております。

次に、閉会中の特別委員会の活動状況であります。議会改革特別委員会が10月2日に所管事項調査のため開催されております。

次に、議会運営委員会が本日、本臨時会の会期、日程等の議会運営協議のため開催されております。

次に、議長公務及び議員派遣状況についてであります。お手元に配付の報告書のとおりであります。

次に、本臨時会に説明員として村長ほか関係者の出席を求めています。

次に、監査委員から、令和元年8月分の例月出納検査の結果について議長に報告されております。

次に、高橋和幸議員から、体調不良のため本臨時会欠席の届け出がありました。

以上であります。

### ◎日程第1、会議録署名議員の指名

議長（菅野新一君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第119条の規定によって、6番 渡邊 計君、7番 佐藤八郎君、9番 相良 弘君を指名します。

### ◎日程第2、会期決定の件

議長（菅野新一君） 日程第2、会期決定の件を議題とします。

お諮りします。本臨時会の会期は本日1日限りにしたいと思っております。これにご異議あり

ませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、会期は本日1日限りに決定しました。

◎日程第3、村長の提案理由の説明

議長(菅野新一君) 日程第3、村長提出の議案第95号から議案第102号及び承認第1号並びに第2号を一括上程し、村長の提案理由の説明を求めます。

村長(菅野典雄君) 本日、ここに第8回飯舘村議会臨時会を招集いたしましたところ、議員の皆様には何かとご多用のところご出席いただき、厚く御礼を申し上げます。

さて、本日の臨時会は、農業集落排水管路工事、飯樋地区であります。これの入札が終了し仮契約を締結いたしましたので、一般会計及び特別会計補正予算等とあわせご承認をいただきたく、招集をしたものでございます。

また、先の10月12日から13日未明にかけて、全国に甚大な被害をもたらしました台風19号の豪雨災害にかかわる関連予算について、専決処分をさせていただきましたので、その承認についてもあわせてお願いをするものでございます。

それでは、提出しました議案についてご説明をいたします。

議案第95号は、令和元年度飯舘村一般会計補正予算(第6号)であります。既定予算に3,496万4,000円を増額いたしまして、合わせて179億143万5,000円といたしました。

主な内容であります。総務費の総務管理費に473万3,000円、衛生費の診療費に1,433万7,000円、教育費の小学校費に794万2,000円を追加いたしました。この財源は、基金繰入金、また繰越金などを充てております。

議案第96号は、令和元年度飯舘村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)であります。既定予算総額に116万1,000円を増額いたしまして、総額を5億711万円としたところでございます。

議案第97号は、飯舘村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例でございます。これは、総務省の印鑑登録証明事務処理要綱の一部が改正され、印鑑登録証明書に婚姻前の氏、いわゆる旧姓が記載できるようになることに伴い、村印鑑登録証明書も同様の対応を可能とするための条例の一部改正でございます。

議案第98号は、災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(飯樋地区)の請負契約についてでございます。10月1日に7社による指名競争入札を行った結果、株式会社トーカンが落札いたしましたので、その請負契約について議決を求めるものでございます。なお、契約金額は6,303万円でございます。

議案第99号は、農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業用排水施設等整備工事請負契約の変更についてでございます。平成30年9月14日付で濱田建設工業株式会社と契約を結び、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額から1,046万3,040円減額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の契約金額であります。1億3,533万6,960円でございます。

議案第100号は、農業基盤整備促進事業(飯舘西部その2)農業基盤整備工事請負契約の変更でございます。これは平成30年10月22日付で濱田建設工業株式会社と工事請負契約を



結び、工事を進めてまいったところではありますが、現場精査の結果、当初の工事請負額に1,364万2,200円増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。変更後の総額金額は1億1,516万2,200円でございます。

議案第101号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事 外内地区の請負契約の変更についてでございます。6月18日付で株式会社小野中村と工事請負契約を結び、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に3,178万4,500円増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は1億7,588万4,500円であります。

議案第102号は、農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事 入山田・山田地区の請負契約の変更でございます。5月30日付で滝建設工業株式会社と工事請負契約を結び、工事を進めてまいりましたが、現場精査の結果、当初の工事請負額に2,693万9,000円増額する請負契約の変更について議決を求めるものでございます。なお、変更後の契約金額は8,963万9,000円でございます。

承認第1号は、専決処分の承認についてでございます。これは10月1日から消費税及び地方消費税の税率が引き上げられたことに伴いまして、議会に付すべき消費税関連の変更契約等を一括して専決処分いたしましたので、専決第1号から専決第19号について、その承認を求めるものでございます。

承認第2号は、専決処分の承認でございますが、これは10月12日から13日の台風19号の豪雨災害にかかわる災害対策費等を専決処分いたしましたので、専決第20号令和元年度飯館村一般会計補正予算（第5号）及び専決第21号令和元年度飯館村簡易水道特別会計補正予算（第4号）についてその承認を求めるものでございます。

以上が、提出いたしました議案の概要であります。どうぞよろしくご審議の上、御議決を賜りますようお願いを申し上げます。提出議案の説明とさせていただきます。

#### ◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 暫時休憩します。

なお、例により総務課長から提出議案について説明を求めます。

（休憩中、総務課長の議案説明）

（午前11時29分）

#### ◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午前11時50分）

#### ◎日程第4、任期満了に伴う議会運営委員の選任

議長（菅野新一君） 日程第4、任期満了に伴う議会運営委員の選任を行います。

お諮りします。委員の選任については、飯館村議会運営委員会条例第6条第4項及び第5項の規定によって、2番 長正利一君、3番 佐藤一郎君、4番 高橋孝雄君、9番 相良 弘君、以上4人を議会運営委員に指名したいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、委員はただいま指名したとおり決定しま

した。

なお、本日、議会運営委員会を委員会室に招集します。

◎休憩の宣告

議長（菅野新一君） 議案調査並びに喫飯のため、休憩します。

再開は14時0分とします。

（午前11時54分）

◎再開の宣告

議長（菅野新一君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

（午後2時15分）

議長（菅野新一君） 会議に先立ち、報告事項がありますので、事務局に報告をいただきます。

事務局長（但野正行君） 報告します。

休憩中、議会運営委員会が開催され、委員長に高橋孝雄委員、副委員長に佐藤一郎委員が選出されております。

以上であります。

◎日程第5、議案第95号 令和元年度飯館村一般会計補正予算（第6号）

議長（菅野新一君） 日程第5、議案第95号令和元年度飯館村一般会計補正予算（第6号）を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 内容的によくわからない部分もあるので、13ページにおける記念切手製作業務、これをやる意義と、誰と誰の記念なのか。1,330円と言ったのかな。どういうふうな意義があって、村民のために何をもって役に立つのかお聞きします。

あとは、そのページの一番下に土壤汚染調査業務もありますけれども、これはどんなやり方なりどれだけの箇所なり、どういうものなのか伺うものであります。

あとは、義務教育学校の作曲、作詞100万円ほど、これは50万円ずつということなのか、どういうことなのか。

その下の飯桶小の関連で次のページにもありますけれども、この予算執行されてどんな形にあそこが残るのか、どういうふうになるのか、もう一度詳しく説明を願いたい。

総務課長（高橋正文君） まず、13ページの記念切手製作業務ということでございますが、これは飯館村がラオスのホストタウンとなっているということでの予算化をしたということでございます。1部1,330円です。それを1,000部作成するということです。

どのような効果があるかということですが、まずはラオスパラリンピック選手が飯館村で事前合宿等を行って、来年のパラリンピックまで友好を深めていくということで、一番はラオスと飯館村との友好をさらに深めていくということがございます。あとは村民も、ラオスの事前合宿を行うということで、そういう村の機運も醸成していきたいということでの記念切手の作成で、1,000部133万円ということで、そういう狙いがある今回予算化をお願いしているところでございます。

復興対策課長（村山宏行君） 13ページの一番下、委託料、菊池製作所の第8工場増設に伴います土壤汚染の地歴調査業務ということのご質問でありますけれども、こちらについては

今年度、平成31年4月1日施行で法律が改正をされまして、その土地、工場用地になりますけれども、土地が900平米以上の土地の造成を行う事業に関して、新たに土壤汚染に対する法律に基づいて確認をしなければならないということになりました。

内容であります、まずは地歴調査というものを行います。その土地においてどういった事業が行われ、どういった薬品等を使っていたか、それをまず分析をしまして、それでその報告に基づいて今後新たにどういった形で何点ボーリングをすとか、そういったことが県から指示があるというふうに聞いております。今回のものについては、その地歴、もともとのベースになるその土地の持っている履歴、それを調査をして報告をするというものでございます。

教育課長（三瓶 真君） 私のほうから、続きまして15ページになります、10款教育費の中の一般報償の部分であります。こちらの報償費につきましては、現在報道等でもご承知かもしれませんが、専門家の方お二人にそれぞれ作詞、作曲をお願いしているところでございますが、当初予算に加えまして今後報償費を支払うに当たりまして、村内においてもお二人をお招きし、特にこれから検討してまいります開校式等にご出演いただく、あるいは今お願いしている作成の費用の中で、今後いろいろと出てくる際の対応という形で100万円を計上させていただいております。

あと、その下の飯樋小学校にかかわる部分でありますけれども、これをやったことによって飯樋小学校がどのようになるのか、ちょっとイメージがというお話でありました。飯樋小学校、現在南側の南校舎、新しく新築された部分、ここには職員室やら1年生から6年生までの教室、こういったものが主に入っている校舎でありますけれども、それに加えまして北校舎、西校舎といまして、南校舎の北側と西側の部分に地域の方がデイサービスを行えるための設備が整った部屋であるとか、あるいは音楽室等の特別教室が入っている校舎がございまして。飯樋小学校を初め各3小学校の利活用については今さまざまに検討が進められているところであります、今後の施設の維持管理面等も含めまして、現在、南校舎のみの活用を図っていくというような計画を検討中でございます。そのため、西校舎と北校舎についてはこの際に解体をするような方向を検討しているところであります。それに当たりまして、今回の工事でその西校舎と北校舎のところそれぞれ校舎を接続するための渡り廊下もしくは通路がございまして。この部分を今回切り離しまして、解体に備えるといったような工事でございます。

以上です。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

7番（佐藤八郎君） ラオスとの友好云々という話がありますけれども、帰村者村民と帰村しない村民の友好もままならないご時勢の中で、ラオスとの友好で記念切手までつくるといふこの発想はなかなか理解できないんですけれども、ラオス民と村民とどちらが大事だといふふうに考えていらっしゃるのか、まず伺っておきます。

村長（菅野典雄君） 当然村民のほうの方が大切だというのは、論をまたないというふうに思っています。ただ、今回こうしてホストタウンということでラオスとのつながり、今回だけではなくて、これは10年以上前からいろんなつながりがあって、今どちらかという世界的

に自国ファーストというか自分ファーストというか、自分のところさえよければということなのですが、今回この避難になったことによって多くの人たちの恩も受けているわけですし、また我々もそれに甘んじていいわけではございませんので、やはりこのラオスの国がこれからのパラリンピックで頑張っていくというところに、村としては皆さん方に特段の予算をとっていただいてやっているわけですから、それをさらにやはり皆さん方に広めていただいて、そしてまたオリンピックの聖火などのときにもそういうものをやっばり皆さん方に、記念切手だけに限らずでありますけれども、知っていただきながらあるいは体で体得していただきながらやっていくということが、やはりこれからお互いにこの村の村民同士が心を広く持ってやっていく一助になるのではないかと。そのようなことで、今回このパラリンピック受け入れをした自治体としてこのような切手を発行することによって、さらにやはり皆さん方のお互いさまという気持ちを広げていければと、こういうことでございますので、ぜひご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） これは実質1,000部、1部1,330円ということで、売って、お金をもらって、収支決算ゼロ。管理とか事務費用とかは一切予算的には要らないということなのか。誰が買うのかわかりませんが、村の関係者なのか、どうも年賀状とは違うような気がするんですけども、村民の方、ラオスに対する歴史的なものをずっと疑問を持っている方がかなりいるんですけども、何でラオスなのかと。村がこれだけの状況でというのがあって、今もそういう中でまたこういうふうに、何が記念切手だっていうことなんですけれども。友好を図る、それだけ。それを今の帰村した村民なり、今もって避難している村民、今回災害に遭われた村民、誰がこんなことを村にお願いしているんでしょうか。

村長（菅野典雄君） 多分、佐藤八郎議員は長くやっばりいらっしゃるからおわかりだと思うんですが、ラオスとのつながりはいわゆる村の子供たちが、震災のずっと前でありますけれども、世の中にはまだ校舎もないあるいは黒板もない中で目を輝かせて頑張っている、世界にはそういう子供がいるんだというところで、少しでもそういう方たちに思いをいたすことができれば、かなりこれからの教育には違うのではないかとということで、子供たちがお小遣いを出したりして、学校を贈ったという経緯があります。それ以来、向こうからも来ていただいたり、こちらからも足を運ばせたりしてつないできたといういきさつがあつてのラオスでありますから、とっぴにラオスのパラリンピックに手を挙げたわけでは全くないということであります。ただ、そういう中で、今申しましたように、確かにそれは考えようによっては何でということがありますけれども、何度も言いますようにお互いにこの避難の中で村をどうしていくかというときに、それぞれの相手のところにも、他人のところにも思いをいたすという、そういう気持ちをやっばり持つていくことがこれからの地域づくりなり村づくりには大切だということで、その一助になればと、こういうことでありますので、ぜひご理解をいただければと思います。

7番（佐藤八郎君） 今、村長が言われたように私も長いので歴史を見ていますけれども、仕掛け人の佐川さんがいて始まったことで、それを延々とかう続けているという流れですけども、今、この原発事故が起きて村民がこんなにもばらばらにされているときに、こういう事業というのは、何にもなかった地域の事業ならわかりますけれども、村民ががっかり



よりはそこで解体というかそういうことを考えておりますので、特別復旧というところまではこの中には含まれておりません。

以上です。

6番（渡邊 計君） 切り離して解体するほうはいいんですけれども、残るものもあるわけですよ。その残ったほうの復旧は、切り離しただけで大丈夫ということですか。その部分は雨風の対策はしなければいけないのかなと思うんですが、いかがでしょう。

総務課長（高橋正文君） 渡り廊下、通路を切り離すわけですので、当然その後の仕上げ、雨風が入らないような渡り廊下、通路の仕上げは含まれてございます。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

2番（長正利一君） 13ページの、佐藤八郎議員が質問した中でちょっと確認なんですけど、このラオスの記念切手をつくるということで、飯館村とラオスとの関係は十分理解できますけれども、ラオスのこの切手が1,000部完売したよということになれば、ラオス側にとってのメリットか何かあるんですか。ただ友好的にこういうわけで記念切手をつくったよというだけのことなのか、これを133万円売り上げて、何かラオスのほうにこの中から例えば寄附をするのかとか、そこら辺がちょっとのみ込みが悪いもので、再度確認したい。

村長（菅野典雄君） 基本的には、これは村のお金を出して、全部完売すればチャラになると、こういうことでありますけれども、それだけでいいのかというのもあります。ですから、これからいろいろな計画を、今いい提案をいただきましたので、何かやはり困っていることがあれば、全部ということもないとは思いますが、何かやっぱり向こうのほうに、まだまだ何が足りない、何が足りないというか、我々では想像のできないような状況の中で子供たちが頑張っているということでもありますので、スポーツ選手にというつもりは今のところ私も考えてはいませんが、少なくとも、スポーツ選手はこちらに来たときに村として予算をとらせていただいているわけですが、向こうの子供たちに何かできませんかねという話を、場合によっては村の子供たちなどとのこれからの話し合いの中で、みんなでちょっとやっぱり相手に思いをかけるというところでの事業が展開できればいいなというふうに思っています。結構こういうのが向こうは足りないんだというのは、佐川さんのほうから二つ三つ挙がってはいるんですが、やっぱりそれをどうやって盛り上げていくか、皆さん方の気持ちに寄り添わせていただけるかということの一つの媒介という言い方はどうか分かりませんが、この記念切手もそういうふうに考えていただければというふうに思います。大変いい提案をいただきましたので、これから前向きに考えさせていただければと思います。

2番（長正利一君） やはりこの支出をして売れてチャラという部分だけではね、多分理解できないと思う。それだけの長い歴史を持った関係ですから、やはり今村長がおっしゃったような、やっぱり何かが残るような対策も、特にラオスの、私行ったことございませんけれども、そういう、聞きながら、ともにやっていくのがよろしいのかなと思って質問しました。ぜひ前向きに検討していただくということをお願いしたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

3番（佐藤一郎君） 私からは13ページの19節の大倉地区の飲料水安全対策補助事業というこ

とありますが、住民の方から、井戸掘りに申請を出す期間が短いのではないかというような意見がございました。そして、また1戸当たり約50万円の補助が出ますということなのですが、この50万円というのはどのような理由から50万円になったのか。実際問題、私も見積もりを業者さんからいただいたときに約250万円、掘るだけで、それでポンプを入れて、あとは配管工事はまた別途になりますが、どういうことからこの50万円になったのか。この2点について伺います。

復興対策課長(村山宏行君) まず、申し込み期間が短かったという話でございますけれども、一応今回5戸ということで、50万円掛ける5戸で要求はしておりますけれども、実際に応募があったのは1件でございます。ただ、今回の台風19号の災害によって水道の重要性、それから水の確保という部分で、ひょっとすると要望があるのかなというところもありますけれども、一応5戸分ということで今ご用意はしているというところでございます。

それで50万円の根拠でありますけれども、これは既存に井戸掘りの事業がございまして、そちらを基準で50万円というふうになってございます。そういう例に倣ったということでございます。

村長(菅野典雄君) 以前、大倉の水道という質問がありましたので、やはりこれから先を考えた場合には、やはりそれぞれが安全に供給できるように、こういうことがまさか起きると思わなかったんですが、起きてしまったんですが、起きる前からいわゆる井戸を掘ってやっただけではないですかという話をしてきたところです。ところが、やっぱり水道でやってもらいたいと、こういうことだったものですから、何せまず掘ってみてということで、ひとつ掘ろうかという話もあったところでもあります。

いずれにしても、これからのことを考えるとそういうことが必要だろうと思しますので、今1件ということではありますが、場合によっては、多く申請があればまた補正予算をとることは全くやぶさかではないということでもありますので、ぜひご理解をいただければというふうに思います。

そして、その金額であります、ご存じないかもしれませんが全体的には80万円を出すということで、それ以外は自前でということで、別なところの100%の補助のほうもやっぱりそれなりにお金を出してもらって、やっぱりみんな村民均等にということでやってきたわけであります。ただ、50万円というのは、いわゆる水道が通っているところの方が掘るといことになると50万円ということだったような気がしますので、そういう意味でそのような話をさせていただいている50万円なんです。一般的には80万円ということで、それは水道のないところということで水道があるところは水道があるんだから50万円で、なお自分が掘りたいというときにはぜひ自前で出してお願いしたいと、こういうことでの大倉は簡易水道があったということで50万円ということでもありますので、その辺ご理解をいただきながらやっていただければというふうに思いますが、今5件分ということではありますが、確かに50万円ではなかなか大変なことなのかなとは思っていますので、これからの水道の考え方を大倉もぜひ考えていただいて、やっぱり将来的には簡易水道ではなくて、今直すことは直すかもしれませんが、やはり自前で安定的に供給ということになれば、またその辺のこちらの負担ということも考えるということも可能ではないかと、私の今の

個人的な考えでありますけれども、そこがいわゆる水道もちゃんとやってくれ、それから井戸掘りもだということになると、やっぱり50万円と言わざるを得ないと、こういうことでありますので、ご理解をいただければと思います。

3番（佐藤一郎君） 今ほどの村長の答弁の中で、今後いろいろと考えていくということですが、もう一つ最後に井戸掘りの申請の期間、これ過ぎただけけれどもまた掘りたい方はこのように申請を受け付けるという対応があるのかどうかについて伺います。

副村長（門馬伸市君） 今回単独で実施している事業は、東京電力からの賠償の飲料水確保の基金をつかって対応している部分なので、この事業は来年の3月で終了なんです。基金を造成してやっていますので、来年の4月とか5月はだめですので、申請されても。ですので、おのずとやっぱり申請の期間というのは、工事の期間は二、三週間で終わる場合がありますから、長く申請期間延ばしても12月中旬くらいまでなのかなというふうには思っています。ですので、もう一度回覧か何かであるいは区長さんを通じて、再度申し込みをとりたいと思います。とってそれで最終としたいと思います。期限がなければこれはいつまでもとなりますが、この基金の終期が今年度限りになっていますので、工事の期間も入れますとあと1カ月ちょっとぐらいかなと思いますので、後で区長さんを通じて申請をもう一度とらせていただきますから、そのときに希望があれば申し込んでいただければと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

1番（佐藤健太君） 私からは17ページ、教育費の中の修繕料ですけれども、落雷によってモデムが破損したということですのでけれども、ここの中に落雷に対する対策費も込みでこの金額でしょうか。

教育課長（三瓶 真君） 今回の費用の中には、修繕の費用のみでありますので、対策という意味での費用は含まれておりません。

以上です。

1番（佐藤健太君） 対策はまた別途ということになりますか。対策する、それともしないでまたこのまま修繕だけするということですか。

教育課長（三瓶 真君） 落雷の対策ということでありまして、通常落雷の対策といいますと避雷針等が想定されるわけでありまして、実際に今、中学校の校舎ですと時計塔の上に避雷針があるというふうに認識をしております。さらに近くのスポーツ公園の照明の上にもそういう避雷針ということで今回設置をしたということでありまして、避雷針という対策においては一定程度対策をとっている中でこのように事態ということでもありますので、またちょっと別途対策は検討しながらというふうに考えております。

以上です。

1番（佐藤健太君） 飯舘も非常に落雷による被害が多々発生している地域でもあるので、避雷針立てたけれどもやっぱりそれでもだめだったということですので、そこに対する対応策を何かやっぱりこの後も考えていかなければいけないのではないかなと思いますので、その辺進めてはどうかと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。



(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第6、議案第96号 令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)

議長(菅野新一君) 日程第6、議案第96号令和元年度飯館村農業集落排水事業特別会計補正予算(第3号)を議題とします。

これから質疑を行います。

6番(渡邊 計君) 33ページの委託料ということで69万3,000円ほど上がっていて、農業集落排水施設災害復旧実施設計業務ということですが、この災害復旧というのは何を指しているのか、またこの設計業務の場所はどこなのか、お伺いいたします。

建設課長(高橋祐一君) この災害復旧事業と、その上の管路工事実施設計業務というのがあります。今回の入札の案件にもあるんですが、災害の基準がありまして、地震災によって管路の起伏が発生した場所、国の災害補助の適用の受けられる場所についてはこの災害復旧事業という形で進んでいます。それ以外の災害に該当しない小災害的な部分については加速化交付金を活用して、今、復旧している状況であります。これは工事的には一本であります。予算の区分が3つに分かれているという形であります。

災害の場所につきましては、草野集落排水事業の中の第1回目の査定としては、県道を除いた部分のエリアで1つの災害査定を受けております。あと、県道を中心とした管路については第2回の査定で実施をしております。県道を除いた部分の工事に関しては、現在工事を発注して着手しているような状況でありまして、両方一緒に工事を行いますと、今、県道のバイパス工事もやっておりますが、交通規制がかなり厳しくなってきた通れない状況になってしまうというところで、現在その県道の部分については工事の発注をストップしているような状況です。ただ、今回そのエリアの中で県道のバイパス工事が、実際県のほうで工事が始まっております。その接続の部分についてだけは一緒に工事をしないといけないというところで、県道のバイパス工事の接続部分だけというふうな形で、工事を今後発注する予定になっております。ですから、当初一本で設計書をつくっていたものを、それを分割して設計書をつくらなくてはいけないという作業が出てきたものですから、今回こういう形で、補正予算の中で追加という形でお願いしております。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第7、議案第97号 飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

議長(菅野新一君) 日程第7、議案第97号飯館村印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第8、議案第98号 災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(飯樋地区)請負契約について

議長(菅野新一君) 日程第8、議案第98号災害関連農村生活環境施設復旧事業・福島再生加速化交付金事業農業集落排水管路工事(飯樋地区)請負契約についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 説明で1番札、2番札の差がないので、お答えください。

総務課長(高橋正文君) 失礼いたしました。1番札、2番札との差は20万円でございます。税抜きでございます。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第9、議案第99号 農業基盤整備促進事業(飯館西部その2)農業用排水施設等整備

工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第9、議案第99号農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業用排水施設等整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10、議案第100号 農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第10、議案第100号農業基盤整備促進事業（飯舘西部その2）農業基盤整備工事請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） これは全体的には説明では現場対応でみたいな話だったんですけども、今度の災害とは関係なくのものなんでしょ。

建設課長（高橋祐一君） これは災害とは関係なく、この基盤整備促進事業の中でやっているものであります。現地精査という部分もありますし、あと地元と再度現地のほうの調査をした結果の精査という形になっております。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11、議案第101号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（外内地区）請負契約の変更について

議長（菅野新一君） 日程第11、議案第101号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事（外内地区）請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 質疑なしと認めます。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第12、議案第102号 農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(入山田・山田地区) 請負契約の変更について

議長(菅野新一君) 日程第12、議案第102号農業水利施設等保全再生事業 ため池放射性汚染物質拡散防止対策工事(入山田・山田地区) 請負契約の変更についてを議題とします。

これから質疑を行います。

7番(佐藤八郎君) 土のうを使うんですけども、土のうというのは今の放射性汚染物を除去したフレコンバッグとは違うものなのか。どういうものを使っていくのかお伺いしたい。

建設課長(高橋祐一君) この土のうに関しては、環境省で使っているフレコンバッグと同様です。最終的には環境省のほうでの処分という形になりますので、同じフレコンで対応しております。

7番(佐藤八郎君) フレコンバッグも当初のやつと、だんだん年数がたつにつれて高価なものになっているというふうに聞いていますけれども、1袋どのぐらいのものを使うんですか。

建設課長(高橋祐一君) これは県の基準高がありまして、約8,000円の袋になっております。高価なものになってきているというのは、当初は中にビニールの内袋がなかったものから、新たにビニールの内袋がついたというふうなところと、やはり耐候性の3年、5年という部分での金額の増加になっているかと思えます。

議長(菅野新一君) ほかに質疑ありませんか。

(「質疑なし」という声あり)

議長(菅野新一君) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

(「討論なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 討論なしと認めます。

これから本案について採決します。

お諮りします。本案は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長(菅野新一君) 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13、承認第1号 専決処分の承認について

議長(菅野新一君) 日程第13、承認第1号専決処分の承認についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 承認第1号で、消費税増税によってなんだという説明なので、この19本全体でどのぐらいの増額になるのかお知らせください。

総務課長（高橋正文君） 全体でどのぐらいの増額かということですが、この19本、ちょっと計算しておりませんでしたので、総額はちょっと今出ないんですが、まず2%ということなので、もとの金額の2%丸々ふえているかということではなくて、端数丸めたりしておりますので、工事費の約1.8%ぐらい全ての工事で増額になっているということでございます。あとその差額についてはちょっと計算させていただきたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。

これから本件について採決します。

お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本案は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第14、承認第2号 専決処分の承認について

議長（菅野新一君） 日程第14、承認第2号専決処分の承認についての件を議題とします。

これから質疑を行います。

7番（佐藤八郎君） 全協でも申し上げましたけれども、被害の実態、村民も身近なところを見て、いろんな災害があるということを知っています。しかしながら、これにどう対応するかというのはなかなか、個人個人も対応に思い悩んでいると。それで全協で説明されたようなことであれば、早目にこの部分は全く補助とか助成はないんですよというところはないんですよと言ってくれないと、二次災害にもつながるし、いつかやってもらえるんだらうなんていう思いでいると、いろんなことでさらに拡大してしまうので、大方でもいいですけども、調整する部分は調整するとして、激甚になればなったでまた変更あるとしても、当面こういうものだというふうに。税務署はさすが税務署ですから、きちんとこういうふうに出しているわけですよ。だから、こういうものの対応をどうしたらいいか、先をどう見たらいいのかというのが、村民にとって大事なんですよ。だから、被害がこのぐらいあったというのもそれはそれで当然まとめて、今後の予算やそういうものについて要求もありますからね。ですから、その辺をきちんと対応して、早急に区長さん通すなりなんなり、まとめるのと対応と村民のあしたが見えるような、全く幾ら希望しても期待しても何にも出てこないのに待っていても、だったら友達でも知り合いでもいろんな人に頼んでも、早く土のうを積むなりなんなり、自分で自己責任でやるんだったら自己責任でやっていただきたいということにならないとなかなか大変なので、その辺をなるべく早く村民にお知らせしたほうが、私は村民のためにもなるし、二次災害防止にもなるというふうに

思うので、その辺をお聞かせ願いたい。

総務課長（高橋正文君） 災害の状況ですね、役場のほうにその都度照会のある方には丁寧に説明をさせてもらっているところでもあります。また、八郎議員おっしゃるとおり、その他のわからない村民も多数いらっしゃいますので、広報紙になるかチラシになるかわかりませんが、その広報紙等で詳細をお知らせしたいと思います。

あと、補助メニューが多分小規模災害なんかも知らない方が多いと思いますので、その補助メニューの内容についても広報紙、チラシ等で周知を図ってまいりたいと思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。

4番（高橋孝雄君） 私からは、先ほどの村長の説明では、激甚指定は県でやっている。だから、その中からあとは予算の取り合いになると思うんです、多分。地元で県連幹事長の太田県議がおられますので、そういう先生を使ってとにかく早目に手を打って、少しでもその地区に負けないような予算の獲得に走っていただきたい。

以上です。

6番（渡邊 計君） 全体的なこと、この今回の専決の中で災害復旧とだけ書いてあるわけですが、実際いまだに原子力災害の災害復旧もありますし、先ほど建設課長の説明があったように今後の災害のことあるいは大分前の災害のことの復旧工事もある中で、今後この予算書の中で災害復旧と単に取り上げていくのか。例えば、今回のような台風19号の災害あるいは原子力災害の復旧災害と、そういう形で分けていただかないと、一々説明するのも大変でしょうし、我々も理解するのが大変なので、その辺のところ今後どういうふうに考えていらっしゃるのかお聞かせください。

総務課長（高橋正文君） 今回の豪雨災害と他の災害との区分がわかるようにということです。科目的には、農林ですと農林水産業設備災害復旧費という、他の災害が出て同じ科目に上がってまいります。ただ担当課のほうでは何の豪雨災害である、あとは震災の災害であるというのは、担当課のほうで区分をしておりますので、もし資料等になればその災害ごとに分かれた数字が出てくるということになりますので。ただ予算書上は同じ科目の計上ということになります。

6番（渡邊 計君） そうすると予算書はこのままいくということですが、例えば議案として上がってきた場合にはそこも単なる災害復旧ということで行くのか、その台風19号の災害あるいは原子力災害という形で議案のほうには分けて上がってくるのか、その辺はどうなっているのでしょうか。

総務課長（高橋正文君） 今回のような全国的な甚大な災害ということになれば、今回のようにまた予算書1冊で専決処分ということになると思います、甚大な災害という。ただ、細かな災害については今までどおりの、専決処分ではない普通の予算書に、同じ科目に災害復旧費は上がってくるということになります。

小規模なものについては単なる災害といいますか、普通の補正予算として上がってまいります。ただ甚大な今回のようなものになると、専決処分等をさせていただいた場合は、1冊でまとまって豪雨災害の予算が計上すると、上程するということになると思います。

6番（渡邊 計君） 予算書のほうがいいんだけど、要は今後、そういう災害復旧の請負

契約とかそういうことに関して議案で上がってくる場合に、その災害名が入っているのか、あくまで原子力災害も台風災害も全てひっくるめて議案として上がってくるのか、その辺をちょっと聞いています。

総務課長（高橋正文君） 失礼しました。今後上程する議案、災害復旧工事とかについては今回の豪雨災害を銘打って議案として上げさせていただきますので、その災害名はわかるということになると思います。

議長（菅野新一君） ほかに質疑ありませんか。  
（「質疑なし」という声あり）

議長（菅野新一君） これで質疑を終わります。  
これから討論を行います。  
（「討論なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 討論なしと認めます。  
これから本案について採決します。  
お諮りします。本件は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、本件は原案のとおり承認されました。

#### ◎日程第15、閉会中の所管事務調査の件

議長（菅野新一君） 日程第15、閉会中の所管事務調査の件を議題とします。  
産業厚生常任委員長から、会議規則第73条の規定によってお手元に配りました申出書のとおり、閉会中の合同所管事務調査の申し出があります。  
お諮りします。委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査をすることにご異議ありませんか。  
（「異議なし」という声あり）

議長（菅野新一君） 異議なしと認めます。よって、委員長からの申し出のとおり閉会中の所管事務調査をすることに決定しました。

#### ◎閉会の宣告

議長（菅野新一君） これで本日の日程は全部終了しました。  
会議を閉じます。  
令和元年第8回飯舘村議会臨時会を閉会します。

（午後3時14分）

会議の経過を記載し、その内容に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和元年10月23日

飯 舘 村 議 会 議 長                      菅 野 新 一

同                      会議録署名議員                      渡 邊                      計

同                      会議録署名議員                      佐 藤 八 郎

同                      会議録署名議員                      相 良                      弘